

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続企業として収益を拡大し企業価値を向上させ、株主利益を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。

具体的には、代表取締役以下、当社経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づき、適切な経営判断を行い、経営の効率と迅速性を高め、当社の営む事業を通じて利益を追求すること、財務の健全性を確保してその信頼性を向上させること、事業活動における透明性及び客観性を確保すべく、適時適切な情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、監査等委員がその独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

基本原則のすべてを実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山木 学	12,621,100	55.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,050,200	13.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,700,800	7.50
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	685,200	3.02
BBH FOR FIDELITY FUNDS-JAPANAGGRESSIVE (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	629,100	2.77
野村信託銀行株式会社(投信口)	517,700	2.28
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRDACC ISG (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	252,300	1.11
JP MORGAN CHASE BANK (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	167,700	0.74
THE BANK OF NEW YORK,TRENTY JASDEC ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	117,891	0.52
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	115,915	0.51

支配株主(親会社を除く)の有無

山木 学

親会社の有無

なし

補足説明

当社は、自己株式を1,742,321株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 マザーズ

決算期

10 月

業種

サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社が支配株主との取引を行う際は、一般の取引と同様の適切な条件で行うことを基本方針として、取引内容及び条件の妥当性等については取締役会において審議を行い、当社及び少数株主に不利益とならないよう法令・規則を遵守し、適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長・社長以外の代表取締役
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中安 祐貴	他の会社の出身者											
鈴木 智也	弁護士											
忍足 大介	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中安 祐貴	○	○	—	大手金融機関において長年証券アナリスト業務に携わられてきたことにより幅広い知識と豊富な経験を有しており、当社の社外取締役としての職務を適切に果たしていただくことが期待でき、また、証券取引所が定める独立性の要件をみたし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されるためです。
鈴木 智也	○	○	—	弁護士として企業法務に精通しており、社外取締役としての職務を適切に果たしていただくことが期待でき、また、証券取引所が定める独立性の要件をみたし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されるためです。

忍足 大介	○	○	—	大手金融機関において長年証券アナリスト業務に携わられてきたことにより幅広い知識と豊富な経験を有しており、当社の社外取締役としての職務を適切に果たしていただくことが期待でき、また、証券取引所が定める独立性の要件をみたし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断されるためです。
-------	---	---	---	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				
当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項					

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査等委員会の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとしております。

また、監査等委員である取締役より監査業務にかかる指揮命令を受けた従業員は、所属する上長の指揮命令を受けず、内部監査担当者をはじめ執行部門の調査権限を有するとともに必要な会議に出席できるものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況
監査等委員は監査等委員会で情報を共有し、監査等委員会及び内部監査担当者は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行い、監査等委員会及び監査法人は、随時意見交換や情報共有を行っております。 また、内部監査担当者、監査等委員会及び監査法人は、定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、三者間で情報共有をすることで、連携を図り監査機能に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項
当社は、独立役員の資格をみたす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明	
長期的な企業価値向上に対するインセンティブとしてストックオプションを付与しております。	
ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、その他
該当項目に関する補足説明	

当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値の向上を図ることを目的として、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬等は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役会の決議により委任された代表取締役山木学及び代表取締役領下崇が当社の業績及び本人の貢献度に鑑み、社外取締役の助言・提言を踏まえ決定しております。監査等委員である取締役の報酬は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、監査等委員会により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、経営管理部が窓口となって情報提供を適宜行っており、必要に応じて、取締役会での議題や資料等について事前に説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、平成28年1月25日開催の第10回定時株主総会における決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

当社は、株主総会、取締役会、監査等委員会、内部監査担当者といった機関を有機的かつ適切に機能させ、企業として会社法をはじめとした各種関連法令に則り、適法に運営を行っております。また、コンプライアンスや重要な法的判断については、顧問弁護士と連携する体制をとっております。

1. 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名(うち社外取締役3名)で構成されております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項の他、経営方針に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

なお、取締役会の議長は代表取締役領下崇が務めております。また、その他の構成員は、代表取締役山木学、社外取締役中安祐貴、社外取締役鈴木智也、社外取締役忍足大介であります。

2. 経営会議

当社では、代表取締役、取締役(監査等委員である取締役を除く。)が出席する経営会議を開催しております。毎月開催される定時経営会議に加え、必要に応じて臨時経営会議を開催しております。経営会議では、当社の組織、運営、その他経営に関する重要な事項の審議を行い、取締役会への付議議案についての意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図っております。

なお、経営会議の議長は代表取締役領下崇が務めております。また、その他の構成員は、代表取締役山木学、その他執行役員及び代表取締役が会議の進行のために必要と認めた従業員であります。

また、必要に応じて、監査等委員である取締役から、意見聴取を行っております。

3. 監査等委員会

監査等委員会は3名で構成され、3名とも社外取締役であります。

監査等委員会は、毎月1回の定時監査等委員会の開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査等委員会を開催することとしております。監査等委員会では、法令、定款及び当社監査等委員会規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行うとともに、監査等委員を補助すべき使用人3名を指名し、重要会議等への出席を行っております。

また、内部監査担当者及び監査法人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図ってまいります。

4. 内部監査担当者

当社は、代表取締役の命を受けた内部監査担当者による定期的な内部監査を実施しており、当該結果については、代表取締役に直接報告され、後日、改善状況の確認を行っております。内部監査担当者及び監査等委員は定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行ってまいります。

また、内部監査担当者、監査等委員及び監査法人は、定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、三者間で情報共有することによって連携を図ってまいります。

5. 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成28年1月25日開催の第10回定時株主総会における決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

これにより、監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、迅速な意思決定と業務執行により経営の透明性と効率性を図ることを目的とした体制を構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招通通知につきましては、可能な範囲で、早期発送に向けて努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の設定につきましては、集中日を避け、できるだけ多くの株主の方々に出席いただけるよう、日程調整に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、資本市場参加者をはじめとするステークホルダーの皆様に対し、当社の経営方針や事業戦略、業績等の企業情報や投資判断に資する情報を迅速・正確かつ公平に開示をすることを、IR活動の基本方針としております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	積極的に実施していくことを検討しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	上場後は当社ホームページにIRに関する独立ページを設け、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部を担当部署とし、必要に応じて各部署と連携を取りながら実施し、公正かつ適正なIR活動を行ってまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	決算説明会や当社ホームページへの情報発信等により、株主や投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様に対して、迅速・正確かつ公平な情報開示を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制として、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針（「内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）に関する基本方針」）を取締役会において決議しております。当該基本方針の内容は次のとおりであります。

(1) 内部統制システム構築指針

取締役及び従業員は、高い倫理観と良心をもって職務遂行にあたり、法令及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします

なお、会社の業務執行の適法性・効率性を確保し、リスク管理に努めるために、この基本方針は経営環境の変化に応じて不断の見直しを図るものとします。

(2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査等委員による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行の監視に加え、代表取締役（代表取締役が複数あるときは、すべての代表取締役。以下本項において同じ。）の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況の把握、監視等を定期的に行い、代表取締役に報告しております。

また、法令や社内規程上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用しております。

(3) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、経営管理部担当取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

(4) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

危機管理体制については、リスク管理規程に基づいて、経営管理部担当取締役を担当役員とし、経営管理部をリスク責任部門としております。また、経営管理部は、具体的なリスクを想定、分類し、有事に備え、迅速かつ適切な情報伝達をはじめとする緊急体制を整備するものとし、定期的に取り締めに係るリスク管理に関する事項を報告するものとしております。なお、不測の事態が発生した場合には、代表取締役（代表取締役が複数あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役）を部長とする対策本部を設置し、早期解決に向けた対策を講じるとともに、必要となる再発防止策を策定するものとしております。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な事業計画を定めるものとし、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとしております。これらの計画の達成に向けて予算管理を月次で行うほか、計画の進捗評価に用いる主要な指標については、経営会議において情報共有されております。また、稟議・決裁等のプロセスが明確化されているため、すべての業務レベルにおいて決定が迅速かつ適正に行われております。このような機能ないし会議体の機能と業務プロセスにおける位置付けに関しては、全役員及び社員の間で共通に認識されているため、計画の策定と推進、その進捗の評価が適正に行われる体制が整っております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

内部監査担当者が監査業務に協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の取締役及び従業員の設置（地位や人数の設定を含む。）について、監査等委員会がそれを指定できるものとしております。

(7) (6)の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

a) (6)の従業員の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査等委員会の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものとしております。

b) 監査等委員である取締役より監査業務にかかる指揮命令を受けた従業員は、所属する上長の指揮命令を受けず、内部監査担当者はじめ執行部門の調査権限を有するとともに必要な会議に出席できるものとしております。

(8) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく監査等委員会に報告するものとします。監査等委員である取締役は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとします。

(9) (8)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会に報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを内部通報規程において禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知しております。

(10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じることとしております。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査等委員会はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査等委員である取締役の出席を拒めないものとしております。

また、監査等委員会は、内部監査担当者及び会計監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。

(12) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとしております。

反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、経営管理部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。

(13) 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めるとともに、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の整備、維持、向上を図っております。

(14) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社に親会社又は子会社が存することとなったときは、当該親会社又は子会社の機関構成、組織体制等を考慮して、当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の構築を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「イトクロ社員は、反社会的勢力とはいかなる取引も行いません。また、反社会的行為と関わらないよう、公私問わず良識ある行動に努めます。」と行動指針の中で定めており、当社の主要な会議や、各拠点で実施している朝礼などの機会を利用し、定期的にその内容の周知徹底を図っております。

また、「反社会的勢力に対する基本方針及び対応に関する規程」を制定し、反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、経営管理部が対応を一元的に管理し、警察等関係機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。具体的には、新規取引先については、外部調査機関等を用いて情報収集を行い、事前に確認を行っております。継続取引先についても、毎年1回、取引先全社の調査を行っております。また、取引先との間で締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

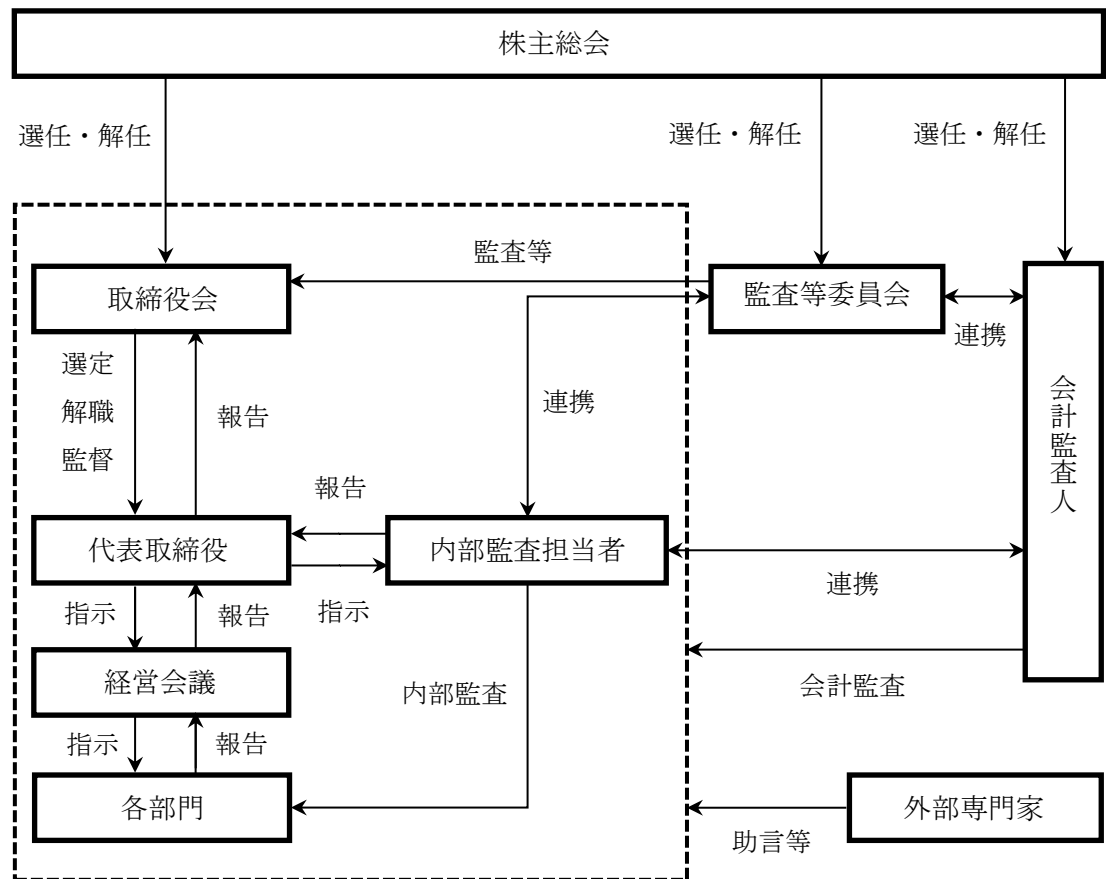
当社では、現在の買収防衛策の導入予定はありませんが、規模の拡大等にあわせて必要に応じて検討をしていく予定です。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環と位置付けております。株主・投資家等が、的確な投資情報を適時・適切に入手し、当社を適正に評価いただく事を目的として適時に、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行える社内体制の充実に努めております。

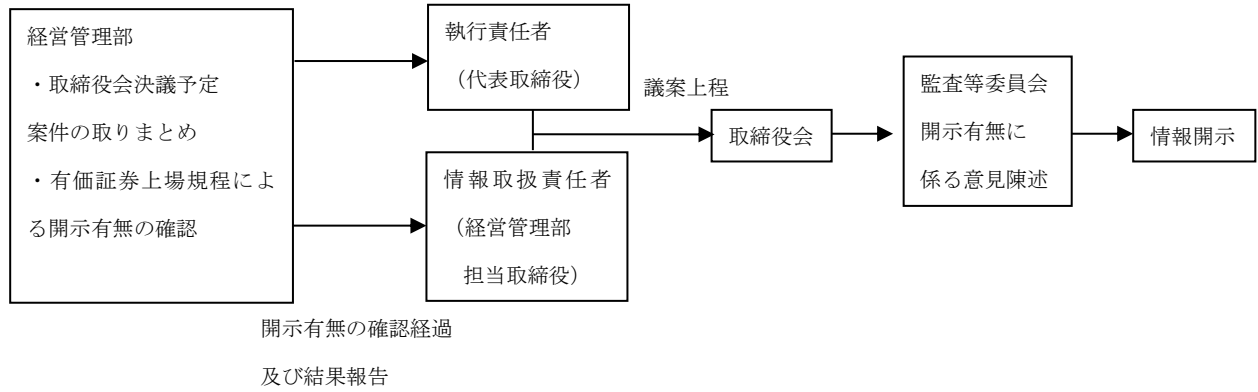
会社情報の適時開示の管理責任者として、経営管理部担当取締役を「情報取扱責任者」に任命し、担当部署を経営管理部としております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

＜当社に係る決定事実・決算に関する情報等＞



＜当社に係る発生事実に関する情報＞

（緊急事態等の発生）

